

安城市監査公表第 2 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 5 項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 5 年 1 1 月 2 1 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

1 令和5年安城市監査公表第26号（公表日令和5年10月25日）関係分

2 措置の状況

（1）市民税課（令和5年11月2日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
業務委託契約において、前回と同様に契約書内で別の条文等を参照させる場合に定義する番号を誤って記載しているものが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
契約書をチェックする事務で使用するチェックシートに、契約書内で別の条文等を参照させる場合に定義する番号に誤りはないか、複数人で読み合わせを行って確認することを令和5年9月6日に追加した。